を次のように改正する。

正する省令 (平成八年文部省令第二号)の一部第八十一条 大学入学資格検定規程等の一部を改 令の一部改正) (大学入学資格検定規程等の一部を改正する省

正する省令 (平成八年文部省令第二号) 部科学大臣」に改める。 を次のように改正する。 (登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等 附則第八項及び第九項中「文部大臣」を「文

第八十二条 登録有形文化財に係る登録手続及び 届出書等に関する規則(平成八年文部省令第一 に関する規則の一部改正) 十九号)の一部を次のように改正する。

に改める。 (教育公務員特例法施行令第一条の三第一項及 別記様式中「文部大臣」を「文部科学大臣.

当法の特例の適用対象を定める省令の一部改 学校の教員及び助手に関する国家公務員退職手 び第三条ただし書の規定に基づき国立高等専門

第八十三条 教育公務員特例法施行令第一条の三 員退職手当法の特例の適用対象を定める省令 第一項及び第三条ただし書の規定に基づき国立 高等専門学校の教員及び助手に関する国家公務 ように改正する。 (平成九年文部省令第三十七号)の一部を次の

第一条中「の文部省令」を「の文部科学省令」 第二条中「文部省令」を「文部科学省令」 に

規則の一部改正) 係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行 (小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に

第八十四条 小学校及び中学校の教諭の普通免許 法律施行規則 (平成九年文部省令第四十号)の 状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する 部を次のように改正する。

改める。 第一条中「文部省令」を「文部科学省令」 第二条中「文部大臣」を「文部科学大臣」 に

改める。 第三条中「文部省令」を「文部科学省令」 に

行規則 (平成九年文部省令第四十一号)の一部第八十五条 日本私立学校振興・共済事業団法施 (日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の

> 部大臣」を「文部科学大臣」に改める。 (日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会 本則中「文部省令」を「文部科学省令」に、「文

第八十六条 日本私立学校振興・共済事業団の財 務及び会計に関する省令 (平成九年文部省令第 計に関する省令の一部改正)

四十二号)の一部を次のように改正する。 部科学省令」に改める。 蔵大臣」を「財務大臣」に「文部省令」を「文本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に「大

部科学大臣であること」を加え、同条第三号中 以下」を削る 第十七条第一号中「主務大臣」の下に「は文

附則第三項中「文部大臣」を「文部科学大臣」

る省令) に改める。 (学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正す

を改正する省令 (平成十年文部省令第一号)の第八十七条 学校図書館司書教諭講習規程の一部 部を次のように改正する。

を加える。 に改め、、 附則第三項中「文部大臣」を「文部科学大臣」 高等学校」の下に「、中等教育学校」

第八十八条 スポーツ振興投票の実施等に関する 規則の一部改正) (スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行

法律施行規則 (平成十年文部省令第三十九号)

学省令」に改める。 の一部を次のように改正する。 を「文部科学大臣」に、文部省令」を「文部科 本則 (第九条第三項を除く。)中「文部大臣」

を「文部科学大臣」に改める。 別表第一備考及び別表第二備考中 文部大臣.

第八十九条 日本体育・学校健康センター 法施行 部を改正する省令の一部改正) 規則の一部を改正する省令(平成十年文部省令 第四十号)の一部を次のように改正する。 (日本体育・学校健康センター 法施行規則の 附則第二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」

اتا

(学校教育法施行規則の一部を改正する省令の 部改正)

に改める。

第九十条 学校教育法施行規則の一部を改正する のように改正する。 省令(平成十一年文部省令第七号)の一部を次

定中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。 別表第三の二備考第四号及び第五号の改正規

に改める

定済教科書」」とする

法第五十五条の三の規定を適用しない者を定め項の規定に基づき同法による改正後の学校教育 る省令の (学校教育法等の一部を改正する法律附則第二 一部改正)

第九十一条 学校教育法等の一部を改正する法律 附則第二項の規定に基づき同法による改正後の 号)の一部を次のように改正する。 者を定める省令 (平成十一年文部省令第三十八 学校教育法第五十五条の三の規定を適用しない

め る。 本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改

第九十二条 社会保障に関する日本国とドイツ連 改正する。成十二年文部省令第四号)の一部を次のように 法施行規則の特例等に関する省令の一部改正) 職員共済法施行規則の特例等に関する省令(平 邦共和国との間の協定の実施に伴う私立学校教 との間の協定の実施に伴う私立学校教職員共済 (社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国

改める。 を含む。)中「文部省令」を「文部科学省令」に 第四条 (見出しを含む。)及び第六条 (見出し

審査事業の認定に関する規則の一部改正) (青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能

に改める。

第九十三条 青少年及び成人の学習活動に係る知 識・技能審査事業の認定に関する規則 (平成十 改正する。 二年文部省令第二十五号)の一部を次のように

部省令」を「文部科学省令」に改める。 本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「 文

改める。 に改め、同条中「文部省」を「文部科学省」に 第七条の見出しを (文部科学省認定の表示)」

(スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定 に改める。 別紙様式中「文鸮大田」を「文鸮科学大田」

第九十四条 スポーツ指導者の知識・技能審査事 部省令」を「文部科学省令」に改める。 二十六号)の一部を次のように改正する。 業の認定に関する規程 (平成十二年文部省令第 に関する規程の一部改正) 別記様式中「文部大臣」を「文部科学大臣 本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文

定める省令の一部改正) 号に掲げる規定として文部大臣が定めるものを (介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四

第九十五条 介護保険法施行令第三十七条第一項 るものを定める省令 (平成十二年文部省令第三 第三十四号に掲げる規定として文部大臣が定め 十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「文部大臣」を「文部科学大臣」 に改

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」 に改

第九十六条 教育職員免許法施行規則の一部を改 令の一部改正 (教育職員免許法施行規則の一部を改正する省

を「当該免許状に係る文部科学大臣」に改める。 の一部を次のように改正する。 正する省令 (平成十二年文部省令第四十七号) に、文部省」を「文部科学省」に改める。 附則第七項中「文部省令」を「文部科学省令」 附則第六項中「文部省令」を「文部科学省令」 附則第五項中「当該免許状に係る文部大臣」

に、文部省」を「文部科学省」に改める。 附則第八項中「文部省令」を「文部科学省令」

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法 律 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平 成十三年一月六日) から施行する。

第二条 この省令の施行の日から平成十八年三月 三十一日までの間は、第三条の規定による改正 よる改正後の教科用図書検定規則第十五条中 定済教科書」若しくは「文部科学省検定済教科 部科学省著作教科書」」とあるのは、「「文部省検 第一条中「文部科学省検定済教科書」又は「文 後の教科書の発行に関する臨時措置法施行規則 の一部改正に伴う経過措置) 「「文部省検定済教科書」又は「文部科学省検 科学省著作教科書」」とし、第七十七条の規定に 書」又は「文部省著作教科書」若しくは「文部 「「文部科学省検定済教科書」」とあるのは、 (教科書の発行に関する臨時措置法施行規則等